

(参考) 道路交通法改正の概要 (平成29年3月12日から施行)

18歳から取得可能な免許 準中型免許 の新設

1. 準中型免許の新設

準中型免許では、車両総重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動車を運転できます(普通自動車も運転できます)。
普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満(最大積載量2トン未満)となります。

2. 準中型免許の受験資格・教習日数

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。教習では、最短17日で取得可能です。
※普通免許は最短15日

3. 準中型免許に係る初心運転者期間制度

初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには1年間初心者マークを付けなければなりません。

4. すでに普通免許を保有している方は

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに限定解除審査(※)に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。

※審査は、指定自動車教習所で最低4時間の教習等を受けた上での審査又は免許試験場での技能審査等のいずれかになります。

■免許の区分、受験資格等の改正概要について



各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

消防団で所有する消防自動車に係る準中型免許の新設に伴う対応について

道路交通法（昭和 35 年法律 105 号）の改正に伴い、平成 29 年 3 月 12 日から、普通自動車、中型自動車、大型自動車に加えて、車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満の自動車が新たに準中型自動車として新設され、これに対応する免許として準中型免許が新設されました。これにより、平成 29 年 3 月 12 日以降に取得した普通免許で運転できる自動車の車両総重量は 3.5 トン未満となります。

消防団で車両総重量 3.5 トン以上の消防自動車を所有している場合、将来的に当該自動車を運転する者の確保が課題となることから、特に下記事項に留意の上、必要な取組を行っていただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、各都道府県内の市町村（一部事務組合等を含む。）に対して、同事項について周知していただくようお願いいたします。なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防団員の準中型免許取得に係る公費負担制度の創設

消防団が車両総重量 3.5 トン以上の消防自動車を所有する場合にあっては、消防団員が運転免許（準中型免許を含む）を取得する経費（教習所授業料等）について助成を行っている地方公共団体の取組も参考に、消防団員が準中型免許を取得する経費を助成すること等により、それらの自動車の運転者を確保すること。

なお、平成 30 年度から新たに、平成 29 年 3 月 12 日以降に普通免許を取得した新規加入団員が準中型免許を取得する経費に対して地方公共団体が助成を行った場合の助成額について地方財政措置（※）を講じることとしている。

※ 地方財政措置（特別交付税）の概要

平成 29 年 3 月 12 日以降に普通免許を取得した新規加入団員が準中型免許を取得する経費に対して、地方公共団体が助成を行った場合の当該助成額について特別交付税措置を講じることとしている。

2 新制度下の普通免許で運転可能な消防自動車の活用

必要とされる消防力等、地域の実情を十分に勘案した上で、消防自動車の更新機会等にあわせて、新制度下の普通免許で運転可能な消防自動車を活用することも検討すること。

なお、車両総重量 3.5 トン未満の消防ポンプ自動車の開発状況等、必要な情報提供を消防庁から行う予定である。